

募 集 要 領

陸上自衛隊松本駐屯地

募 集 要 領

1 概 要

長野県松本市高宮西1番1号に所在する陸上自衛隊松本駐屯地において、職員の利便性を確保するため、展示即売会の設置及び経営を行う業者を、以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (5) 各契約期間等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく遂行できること。
- (7) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び（9）から（12）に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (14) 1年以上の営業実績を有することとし、陸上自衛隊松本駐屯地業務隊長から実績の提出が求められた場合には速やかにこれを提出すること。
- (15) 本募集要領等の全記載事項を遵守できること。

3 設置する場所及び設置区画

- (1) A 陸上自衛隊松本駐屯地 厚生センター内（1区画 8.8㎡）
- (2) B 陸上自衛隊松本駐屯地 厚生センター屋外東側（1区画 9.1㎡）
- (3) C 陸上自衛隊松本駐屯地 12号隊舎屋外東側歩道（1区画 15.0㎡）
- (4) D 陸上自衛隊松本駐屯地 12号隊舎屋外東側歩道（1区画 15.0㎡）

4 設置（使用許可）期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間で、土日祝日、年末年始等長期休暇期間のほか、駐屯地が実施する行事等を除く任意の日とし、1業者につき連続して10日を超えず、かつ、通算で3ヶ月（90日）を超えないものとする。

5 営業時間

午前10時から午後7時まで。（準備及び撤収を含む。）

6 その他

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 国有財産使用料

別途通知する。（毎年度改定）

(3) 細部は仕様書のとおり。

7 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

展示即売会の設置を希望する者は提出書類を期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） 正1部

次のaからhの事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
- b 従業員管理（身元管理、健康管理等）
- c 省エネルギー・環境対策、ゴミ等廃棄物の処分方法
- d 衛生管理方法
- e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブル時の対処方法
- f 自衛隊における営業方針（隊員が利用する際の利点）
- g 会社概要
- h その他アピールポイント

(ウ) 出店希望日・場所（別紙第4―1、別紙第4―2、別紙第4―3）

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。

a 業務確約書（別紙第5）

b 戸籍抄本（法人の場合は登記簿謄本）

c 営業経歴書及び官公庁における展示即売会状況

d 財務諸表

(a) 個人の場合

申請日直前1年以内に税務署に提出した所得税青色申告決算書、確定申告書の写

(b) 法人の場合

申請日直前1年以内に確定した貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等の写

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 都道府県知事の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ。）

h 誓約書（別紙第6）

i 役員名簿（別紙第7）

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出書類等に不備又は応募資格がないと判断された場合は、無効とする。

ウ 提出先

〒390-8508 長野県松本市高宮西1番1号

陸上自衛隊松本駐屯地業務隊厚生科

エ 提出期限

令和8年8月31日（月）午後4時まで。

オ 提出要領

提出する書類は、日本産業規格A列4番又はA列3番を用いてホチキス止めとし、簡易な装丁とする。

なお、パンフレット等の冊子を参考に添付する場合にあってはこの限りではない。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が提出期限を過ぎた場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去又は現在、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納している場合

カ 過去に別紙第5「業務確約書」に示す内容に違反する行為をした場合

キ 過去に駐屯地内において、国有財産の不当占有等により営業行為をした場合

ク その他、違反と認められる場合

(3) 提案書類変更の禁止

提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を選定する。

なお、いかなる理由であっても業者決定結果については、意義を申し立てることができないものとする。

9 事業者説明会

陸上自衛隊松本駐屯地内で実施する「業者説明会」に参加すること。参加しない事業者等は公募に参加できないものとする。

(1) 実施日

令和8年8月20日（木）午前10時

(2) 場 所

陸上自衛隊松本駐屯地厚生センター会議室

(3) 事業者説明会参加希望者（各事業者2名以内）は、令和8年8月18日（火）午

後4時まで「業者説明会参加申込書」に必要事項を記載のうえ、提出（FAX、Eメール、対面で提出、郵送）により申し込むこと。

10 選考結果等

(1) 決定年月日

令和8年10月5日（月）予定

(2) 結果通知要領

決定業者は松本駐屯地厚生科掲示板に掲示する。（電話での問い合わせ可）

(3) 決定業者に対する細部説明等は別途調整する。

11 業者決定後の提出書類

展示即売会の設置及び経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途配布）

誓約書

役員名簿

(2) 提出先

申請書等の提出先と同じ。

(3) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後4時まで。

1 2 問い合わせ先

長野県松本市高宮西1番1号 陸上自衛隊松本駐屯地業務隊厚生科（担当：山道）

電話番号： 0263-26-2766（内線442） FAX（内線429）

※ 土・日、祝日を除く平日の午前9時から午前11時、正午から午後4時まで。

1 3 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊松本駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
松本駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称
代表者の氏名

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

長野県松本市高宮西1番1号に所在する陸上自衛隊松本駐屯地において、展示即売会を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

〈申請を行う業種〉

業 種	場 所
	長野県松本市高宮西1－1

注：商号・代表者、担当者氏名にフリガナを使用すること。

企 画 提 案 書

会社名：_____

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）
c	省エネルギー・環境対策、ゴミ等廃棄物の処分方法
d	衛生管理方法
e	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 自衛隊における営業方針（隊員が利用する際の利点）
g 会社概要
h その他アピールポイント

主な販売予定商品・販売価格表

[illegible]

出店希望日・場所

会社名：_____

出店希望場所： A ・ B ・ C ・ D

A：厚生センター内（8.8㎡） B：厚生センター屋外東側（9.1㎡）

C・D：12号隊舎屋外東側歩道（15.0㎡）

回数	第1希望	第2希望	回数	第1希望	第2希望
1	年 月 日	年 月 日	16	年 月 日	年 月 日
2	年 月 日	年 月 日	17	年 月 日	年 月 日
3	年 月 日	年 月 日	18	年 月 日	年 月 日
4	年 月 日	年 月 日	19	年 月 日	年 月 日
5	年 月 日	年 月 日	20	年 月 日	年 月 日
6	年 月 日	年 月 日	21	年 月 日	年 月 日
7	年 月 日	年 月 日	22	年 月 日	年 月 日
8	年 月 日	年 月 日	23	年 月 日	年 月 日
9	年 月 日	年 月 日	24	年 月 日	年 月 日
10	年 月 日	年 月 日	25	年 月 日	年 月 日
11	年 月 日	年 月 日	26	年 月 日	年 月 日
12	年 月 日	年 月 日	27	年 月 日	年 月 日
13	年 月 日	年 月 日	28	年 月 日	年 月 日
14	年 月 日	年 月 日	29	年 月 日	年 月 日
15	年 月 日	年 月 日	30	年 月 日	年 月 日

注：連続して10日を超えず、3ヶ月（90日）を超えないものとする。

出店希望日・場所

回数	第1希望	第2希望	回数	第1希望	第2希望
31	年 月 日	年 月 日	46	年 月 日	年 月 日
32	年 月 日	年 月 日	47	年 月 日	年 月 日
33	年 月 日	年 月 日	48	年 月 日	年 月 日
34	年 月 日	年 月 日	49	年 月 日	年 月 日
35	年 月 日	年 月 日	50	年 月 日	年 月 日
36	年 月 日	年 月 日	51	年 月 日	年 月 日
37	年 月 日	年 月 日	52	年 月 日	年 月 日
38	年 月 日	年 月 日	53	年 月 日	年 月 日
39	年 月 日	年 月 日	54	年 月 日	年 月 日
40	年 月 日	年 月 日	55	年 月 日	年 月 日
41	年 月 日	年 月 日	56	年 月 日	年 月 日
42	年 月 日	年 月 日	57	年 月 日	年 月 日
43	年 月 日	年 月 日	58	年 月 日	年 月 日
44	年 月 日	年 月 日	59	年 月 日	年 月 日
45	年 月 日	年 月 日	60	年 月 日	年 月 日

注：連続して10日を超えず、3ヶ月（90日）を超えないものとする。

出店希望日・場所

回数	第1希望	第2希望	回数	第1希望	第2希望
6 1	年 月 日	年 月 日	7 6	年 月 日	年 月 日
6 2	年 月 日	年 月 日	7 7	年 月 日	年 月 日
6 3	年 月 日	年 月 日	7 8	年 月 日	年 月 日
6 4	年 月 日	年 月 日	7 9	年 月 日	年 月 日
6 5	年 月 日	年 月 日	7 0	年 月 日	年 月 日
6 6	年 月 日	年 月 日	8 1	年 月 日	年 月 日
6 7	年 月 日	年 月 日	8 2	年 月 日	年 月 日
6 8	年 月 日	年 月 日	8 3	年 月 日	年 月 日
6 9	年 月 日	年 月 日	8 4	年 月 日	年 月 日
7 0	年 月 日	年 月 日	8 5	年 月 日	年 月 日
7 1	年 月 日	年 月 日	8 6	年 月 日	年 月 日
7 2	年 月 日	年 月 日	8 7	年 月 日	年 月 日
7 3	年 月 日	年 月 日	8 8	年 月 日	年 月 日
7 4	年 月 日	年 月 日	8 9	年 月 日	年 月 日
7 5	年 月 日	年 月 日	9 0	年 月 日	年 月 日

注：連続して10日を超えず、3ヶ月（90日）を超えないものとする。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
松本駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊松本駐屯地における展示即売会の設置及び経營業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

注：商号・代表者、担当者氏名にフリガナを使用すること。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、別紙第7により変更後の役員名簿を速やかに提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロその他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前項による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

陸上自衛隊

松本駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

役 員 名 簿

令和 年 月 日

[illegible]